

植物防疫法の改正に伴う保税関連の規定の整備

令和4年10月31日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

関税法上、外国貨物を置くことができる場所は保税地域に制限されている。ただし、外国貨物の特殊性により保税地域に置くことが困難である場合等があるため、政令で定める貨物、税関長の許可を受けた貨物等については、保税地域外に置くことが可能となっている。

植物防疫法において、輸入される植物等（注1）は、有害動植物（害虫、菌、ウイルス等）が付着するおそれがあることから検疫検査の対象となっており、通関前に外国貨物として、港又は飛行場の植物防疫所等（一部は保税地域外（注2））において植物防疫官による検査が実施される。

（注1） 輸入される植物の容器包装を含む。

（注2） 成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び福岡空港の飛行場内にある植物防疫所の貨物検査場は保税地域に該当しない。

検疫検査を受けるために港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所に置かれる輸入植物等は、植物防疫官による適切な管理が行われていること等を踏まえ、「保税地域外に置くことができる貨物」（以下「対象貨物」という。）として政令に規定されている。

2. 改正の必要性

国際植物防疫条約に基づく国際基準（注3）の策定等に伴い、植物防疫法が改正され、輸入される「検疫指定物品」（有害動植物が付着するおそれのある中古農機等）についても新たに検疫検査の対象となった。また、輸入植物等及び検疫指定物品について、「特別の事由」（注4）がある場合には、港又は飛行場以外の場所（内陸）での検疫検査が可能となった。（令和5年4月施行）

（注3） 「中古の車両、機械及び装置の国際移動に関する国際基準」（平成29年4月採択）

（注4） 「特別な事由」としては、中古農機について、荷口の大きさやロットのため、港又は飛行場内で開披ができない場合に、内陸にある輸入者の倉庫等において検疫検査を行う場合等が想定されている。

農林水産省からは、令和5年度関税改正要望として、輸入される検疫指定物品（中古農機等）について、輸入植物等と同様に取り扱うことができるよう、対象貨物に追加することを求める要望が提出されている。

港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる検疫指定物品（中古農機等）については、国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定等に伴って検疫検査の対象に追加されたものであり、輸入植物等と同様に取り扱うべきものであることから、政令上の対象貨物に追加することが適当と考えられる。

一方、特別の事由により内陸で検疫検査を受ける場合については、税関の取締り上の観点から、あらかじめ政令上の対象貨物に追加せず、個別に保税地域外に置くことについて税関長の許可を受けることとする等の取扱いが適切と考えられる。

3. 改正の方向性

港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる検疫指定物品（中古農機等）を、輸入植物等と同様に取り扱うことができるよう、「保税地域外に置くことができる貨物」（対象貨物）に追加することが適切ではないか。